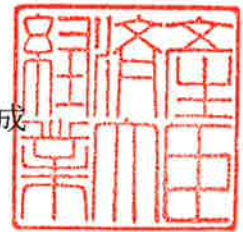


経済産業省

20170117商第8号
平成29年2月10日

消費経済審議会
会長 山本 豊 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第64条第1項の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

対象となる業務

仮想通貨交換業者が行う仮想通貨交換業

(情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成28年法律第62号)による改正後の資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条第7項)